

下関港利用トライアル補助金（物流事業者集貨拡大支援事業）交付要綱

制定 令和3年3月26日

改正 令和4年3月28日

（趣旨）

第1条 この要綱は、下関港の利用を伴う新たな物流に関するサービス（以下「輸送サービス」という。）を造成の上、集貨を促進し、下関港における取扱貨物の利用拡大を図った物流事業者に対する下関港利用トライアル補助金（物流事業者集貨拡大支援事業）（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物流事業者 輸送サービスを商品として提供する事業者をいう。
- (2) コンテナ貨物 コンテナに収納された貨物をいう。
- (3) 国際定期航路 毎週1回以上、曜日を定め定期的に運航する国際航路をいう。
- (4) TEU換算 貨物の量をTEU（20フィートで換算したコンテナの個数を表す単位をいう。）により換算したものをいう。

（交付の対象）

第3条 補助金は、国内に本社、支店等を置いている物流事業者で、市長が公益上必要があると認める次条に規定する補助対象事業を行うものに対し交付する。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす輸送サービスによる貨物（以下「貨物」という。）の輸出入とする。

- (1) 下関港の国際定期航路を利用する輸送サービスであること。
- (2) 第7条の規定による登録の申請をしようとする日の属する年度の前年度の初日以後に造成し、かつ、物流事業者のホームページ、新聞等の媒体により、公に紹介している輸送サービスであること。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象事業を実施する年度の4月1日から当該年度の2月末日までの期間内で市長が認める期間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる貨物の区分ごとに、当該貨物のサイズに係るTEU換算をした貨物の量の合計に5,000円を乗じて得た額とする。ただし、1物流事業者に対する補助金の額は、補助対象事業を実施する年度において、25万円を上限とする。

(登録の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする物流事業者は、補助対象事業を実施しようとする日(以下「利用開始日」という。)までに、下関港物流事業者集貨拡大支援事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始日を経過した後においても、当該申請をすることができる。

- (1) 当該物流事業者の法人の概要を示す書類
- (2) ホームページ、新聞媒体その他の輸送サービスを公に紹介していることが分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助対象事業を実施する物流事業者としての登録(以下「登録」という。)を決定する。

(登録の条件)

第9条 市長は、登録を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、登録の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により登録を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該登録の申請をした物流事業者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、登録が適当でないと認めるときは、その旨に理由を付して、当該登録の申請をした物流事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた物流事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に補助対象事業の実施が困難となったときは、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出を受けた場合には、登録を中止し、又はこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業者にその内容を通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から20日以内（市長が必要があると認めるときにあつては、市長が別に指定する日まで）に、下関港利用トライアル補助金（物流事業者集貨拡大支援事業）交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 船荷証券（B/L）の写しその他の貨物の取扱実績を証するもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による申請等があつた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、下関港利用トライアル補助金（物流事業者集貨拡大支援事業）交付確定通知書（様式第3号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の目的及び登録の決定の条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第15条 第13条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関港利用トライアル補助金（物流事業者集貨拡大支援事業）交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があった場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該補助事業者に対し、当該請求のあった額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(質問等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第17条の帳簿その他関係書類について、検査をすることができる。

(その他)

第20条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、令和5年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の下関港物流事業者集貨拡大支援補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第6条関係）

貨物の区分	貨物のサイズ	TEU換算
コンテナ貨物	12ft	0.5TEU
	20ft	1TEU
	40ft	2TEU
コンテナ貨物 以外の貨物	10M ³	0.5TEU
	20M ³	1TEU
	40M ³	2TEU

備考

- 1 貨物のサイズは、コンテナ貨物にあつてはft、コンテナ貨物以外の貨物の容積を表す立方メートルにあつてはM³と表記する。
- 2 貨物ごとにTEU換算を行い、コンテナ貨物以外の貨物にあつては、10M³未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。